|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 新 | 旧 | 備考 |
| 輸出手形保険手続細則  平成13年４月１日　01-制度-00029  沿革　　　　　　（略）  平成22年６月29日　一部改正  第１条　～　第８条　（略）  （損失発生通知の提出）  第９条　銀行は、約款第11条の規定に基づき、損失の発生を通知するときは、別紙様式第８による輸出手形保険損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）及び別紙様式第４による送り状を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。  ２　銀行は、前項の通知に際し、当該事故が支払人の信用状態悪化によるものでないことの説明書を提出しようとするときは、別紙様式第９による輸出手形保険現地支払等説明書に関係書類を添付し、本店に提出するものとする。ただし、当該荷為替手形の満期日から45日以内に現地支払等があった場合に限る。  （損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）  第10条　銀行は、約款第12条第３項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第10による輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。  （損失発生通知書提出後の入金通知）  第11条　銀行は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に当該荷為替手形について支払人又は振出人等から回収した金額があったときは、約款第13条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から７日以内に別紙様式第11による輸出手形保険入金通知書（以下「入金通知書」という。）に別紙様式第４による送り状を添付し、本店に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。  （保険金請求期間に係る猶予期間の申請）  第12条　銀行は、約款第19条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に保険金請求期間内に請求を行うことができない理由、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等を記載し、その内容を証する書類の写しを添付し、本店に提出するものとする。  ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。  （保険金の支払の請求）  第13条　銀行は、約款第19条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第13による輸出手形保険保険金請求書、別紙様式第14による保険金請求書添付書類一覧表、これに基づく添付書類及び別紙様式第15による経過概要説明書（請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第16による輸出手形保険保険金請求経緯書）を本店に提出するものとする。  （保険金請求権の消滅時効の中断申請）  第14条　銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第17による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店に提出するものとする。  （満期前の請求）  第15条　銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第18による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第４条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店に提出するものとする。  （手形上の権利行使状況等報告）  第16条　銀行は、約款第26条第２項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第19による輸出手形保険権利行使状況等報告書（以下「行使状況等報告書」という。）及び履行の状況を証する書類に別紙様式第４による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店に提出するものとする。  ２　　（略）  ３　前２項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店に提出するものとする。  （権利行使の終了認定）  第17条　銀行は、約款第26条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第20による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成１３年４月１日　０１－制度―０００５８）に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店に提出するものとする。  （回収金の納付）  第18条　銀行は、約款第26条第７項又は第８項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第21による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店に提出するものとする。  （回収に要した費用の請求）  第19条　銀行は、約款第26条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第22による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店に提出するものとする。  （権利行使等の委任）  第20条　被保険者は、約款第２６条第４項又は第２７条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第23による輸出手形保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店に提出するものとする。  ２　被保険者は、約款第２７条第１項又は第２項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第25による「合理的な理由」認定申請書を本店へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。  ３　前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第24による輸出手形保険権利行使等委任状を本店に提出するものとする。  （回収納付金の返還請求）  第21条　銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第26による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店へ提出するものとする。  第22条　　（略）  附　則  　この改正は、平成22年７月１日から実施する。 | 輸出手形保険手続細則  平成13年４月１日　01-制度-00029  沿革　　　　　　（略）  第１条　～　第８条　（略）  （損失発生通知の提出）  第９条　銀行は、約款第11条の規定に基づき、損失の発生を通知するときは、別紙様式第８による輸出手形保険損失発生通知書（以下「損失発生通知書」という。）及び別紙様式第４による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が事故を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。なお、当分の間、損失発生通知書の提出期限は、損失の発生から45日以内とする。  ２　銀行は、前項の通知に際し、当該事故が支払人の信用状態悪化によるものでないことの説明書を提出しようとするときは、別紙様式第９による輸出手形保険現地支払等説明書に関係書類を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、当該荷為替手形の満期日から45日以内に現地支払等があった場合に限る。  （損失の防止軽減義務の履行のために要した費用の請求）  第10条　銀行は、約款第12条第３項の規定に基づき損失の防止軽減義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第10による輸出手形保険損失防止軽減費用負担請求書に当該費用を負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （損失発生通知書提出後の入金通知）  第11条　銀行は、損失発生通知書を提出した後、保険金の支払を請求する以前に当該荷為替手形について支払人又は振出人等から回収した金額があったときは、約款第13条の規定に基づき当該金額の入金のあった日から７日以内に別紙様式第11による輸出手形保険入金通知書（以下「入金通知書」という。）に別紙様式第４による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該入金を証する書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。  （保険金請求期間に係る猶予期間の申請）  第12条　銀行は、約款第19条第２項ただし書の規定に基づき保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請する場合には、別紙様式第12による輸出手形保険における保険金請求期間の猶予期間設定申請書に保険金請求期間内に請求を行うことができない理由、必要な猶予期間とその根拠、エビデンスの確保状況、回収見込み及び債権の保全状況等を記載し、その内容を証する書類の写しを添付し、本店等に提出するものとする。  ２　日本貿易保険が猶予期間の設定の可否及び期間を決定するために必要な書類を求めたときは、銀行は遅滞なく提出するものとする。  （保険金の支払の請求）  第13条　銀行は、約款第19条の規定に基づき保険金の支払を請求しようとするときは、別紙様式第13による輸出手形保険保険金請求書、別紙様式第14による保険金請求書添付書類一覧表、これに基づく添付書類及び別紙様式第15による経過概要説明書（請求する保険金の額が300万円以下の場合にあっては、別紙様式第16による輸出手形保険保険金請求経緯書）を本店等に提出するものとする。  （保険金請求権の消滅時効の中断申請）  第14条　銀行は、保険金請求権の消滅時効を中断しようとする場合には、別紙様式第17による輸出手形保険時効中断承認申請書を本店等に提出するものとする。  （満期前の請求）  第15条　銀行は、約款第21条の規定に基づき日本貿易保険の確認を求めるときは、別紙様式第18による輸出手形保険損失発生確認申請書に約款第４条に規定する事由の発生により満期までに支払を受けることができないことが確実であることを証する書類又は説明書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （手形上の権利行使状況等報告）  第16条　銀行は、約款第26条第２項の規定に基づき権利行使義務の履行状況について報告するときは、別紙様式第19による輸出手形保険権利行使状況等報告書（以下「行使状況等報告書」という。）及び履行の状況を証する書類に別紙様式第４による送り状を添付し、保険金の支払の請求がなされた日（第３項に規定する権利行使の状況報告を行った場合には、当該報告の日、回収納付通知を行った場合には、当該通知の日、権利行使の終了認定申請を行い日本貿易保険の認定を得られなかった場合には、当該不認定の通知の日）から３月ごとに本店等に提出するものとする。  ２　　（略）  ３　前２項にかかわらず、銀行が保険事故に係る債権の回収に関して状況の変化を知ったときは、行使状況等報告書を遅滞なく本店等に提出するものとする。  （権利行使の終了認定）  第17条　銀行は、約款第26条第１項に規定する認定を受けようとするときは、別紙様式第20による輸出手形保険権利行使終了認定申請書に、貿易保険共通運用規程（平成１３年４月１日　０１－制度―０００５８）に定める終了認定事由により権利を行使することができないことを証する書類（原則として、政府、地方公共団体又はこれらに準ずる者、司法機関、一流信用調査機関その他日本貿易保険が特に認めた機関の証明書等）を添付し、本店等に提出するものとする。  （回収金の納付）  第18条　銀行は、約款第26条第７項又は第８項の規定に基づき、回収した金額があることを通知するときは、別紙様式第21による輸出手形保険回収金納付通知書に回収納付金計算の基礎となるべき証拠書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （回収に要した費用の請求）  第19条　銀行は、約款第26条第６項の規定に基づき回収義務の履行のために要した合理的費用の負担を日本貿易保険に請求するときは、別紙様式第22による輸出手形保険回収費用負担請求書に当該費用が回収を図る上で合理的な費用であったこと及びこれを負担したことを証する書類を添付し、本店等に提出するものとする。  （権利行使等の委任）  第20条　被保険者は、約款第２６条第４項又は第２７条第３項の規定に基づき保険事故に係る債権について日本貿易保険に権利行使等の委任を行う場合は、日本貿易保険が特に指示をした場合又は次項に該当する場合を除き、別紙様式第23による輸出手形保険権利行使等委任状（サービサー回収用）を本店等に提出するものとする。  ２　被保険者は、約款第２７条第１項又は第２項の申込みを受けた場合であって、保険事故に係る債権の行使を自ら行うことを希望する場合は、別紙様式第25による「合理的な理由」認定申請書を本店等へ提出し日本貿易保険の認定を受けなければならない。  ３　前項の認定を受けた場合その他日本貿易保険が権利行使委任を受けていない場合であって、日本貿易保険がサービサー回収によらず自ら回収を行う必要がある場合には、被保険者から権利行使等の委任を受けることを申し込むことができ、被保険者は、別紙様式第24による輸出手形保険権利行使等委任状を本店等に提出するものとする。  （回収納付金の返還請求）  第21条　銀行は、回収納付金の返還を請求しようとするときは、別紙様式第26による輸出手形保険回収納付金返還請求書に請求金額の基礎となるべき書類を添付し、本店等へ提出するものとする。  第22条　　（略） |  |